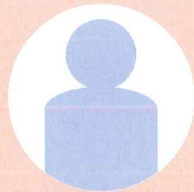
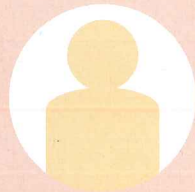


高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）とは？

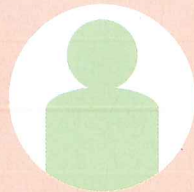
地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、平塚市が主体となり平成18年度から「地域包括支援センター」が設置されています。平成22年6月から「高齢者よろず相談センター」と呼称をつけ、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われています。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士



リーダー的な
ケアマネジャー
(主任ケアマネジャー)

地域包括支援センターが行うおもな事業

■ 地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）

● 介護予防ケアマネジメント

介護予防の対象者に介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。

● 総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

● 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

● 地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

地域包括支援センター運営協議会

行政機関、医療機関、利用者・被保険者、地域住民、
民生委員、地域の関係団体 など